

平成23年度第4回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 平成24年3月29日（木）
- 2 時間 午後3時00分から午後4時25分まで
- 3 場所 前原暫定集会施設A会議室
- 4 議題 (1) 前回の会議録について
(2) 環境報告書について
(3) 権限移譲に伴う市への事務移管について
(4) その他
- 5 報告 (1) 大気質調査（ダイオキシン類）について
(2) 大気質調査（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）について
(3) 市内における空間放射線量等の測定結果について
(4) 環境配慮住宅型研修施設について
(5) その他
- 6 出席者 (1) 審議会委員
会長 秋澤 淳
副会長 南 道子
委員 瀧本 広子、石田 潤
本木かよ子、木下 隆一
福士 正博
(2) 事務局員
環境部長 岡部 壯二
環境政策課長 石原 弘一
環境係長 町田 知広
環境係副主査 荻原 博
環境係 板本 絹代

次の環境報告書について、資料2をお願いいたします。

町田係長

それでは、資料2の平成22年度環境報告書について説明させていただきます。

本来であれば前回の審議会の開催までに報告書案を作成し、審議会の意見を反映させた報告書を作成しなければならなかったのですが、作成が間に合わずに、事後報告という形になってしまい申しわけありませんでした。また、今回審議会の議題になっておりますが、資料の配付が事前ではなくて当日になってしまい、申しわけありませんでした。

それでは、環境報告書平成22年度版の概要についてご説明させていただきます。

表紙の次のページに目次が書いてありますが、内容としては、まず第1章として環境報告書のねらい、位置づけ等を説明してございます。

第2章としては、環境啓発事業として、主に環境市民会議と共催で実施した環境フォーラム、環境施設見学会、及び小金井市環境賞について掲載してあります。従来であれば、こちらの環境啓発事業の中に環境市民会議と共催で行う環境講座が入ってくるんですが、平成22年度については東日本大震災の影響で環境講座が中止になりましたので、今回22年度の報告書に環境フォーラム、環境施設見学会の2点について環境市民会議との共催事業という形で掲載してございます。

第3章につきましては、小金井市環境基本計画の第3章の体系に沿った環境の状況や取り組みの状況について掲載してあります。3章の後半の部分には、小金井市環境保全実施計画の各課の進捗状況についてご報告してございます。

次に、第4章につきましては、市役所の取り組みとしてグリーン購入、小金井市環境行動指針に基づく環境行動チェックリストの活用状況、及び小金井市環境マネジメントシステム等について報告しております。

第5章は短いのですが、環境基本計画の推進に関することとして、推進体制等について付してございます。

また、最後に資料編として、「小金井市の環境の状況」、「用語解説」、「小金井市環境基本条例」、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条

例」について掲載してございます。

簡単ですが、平成22年度版環境報告書の概要について説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

秋澤会長 ありがとうございます。今、こちらで作成資料に全部目を通すのは難しいかもしれませんが、何かお気づきの点、ご意見ありましたらお願いします。

石田委員 いつもはどういう形で環境報告書を審査しているんですか。事前に読んできて、問題点を出す。今この時間で全体の説明はしないということですか。

町田係長 そうですね。審議会に案を提示させていただき、そこで委員の方々に意見をいただいて、それを報告書の内容に反映させるという形にしてございます。

石田委員 事前に読んできて、問題点をその場で議論できるという形で今までは出していたわけですか。

町田係長 そうですね。案を事前資料としてお配りしてという形です。

石田委員 これ、今みたいな形だと審議のしようがないんですけども、私、この前にざっと21年のやつと比較してポイントを洗い出したんですけど、どこが変わったかということぐらいは説明していかないと、ものすごくむだな時間を使わないといけないことになるので、どうせ審議している時間がないんだから、それはお願いしてもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。こういう意見があるんですけど。

秋澤会長 前回との違いについて改めて説明をしてほしいということですね。

石田委員 そうです。細かい「てにをは」はもちろん要らないわけですけども、ポイントを見るとやっぱり何かちょっと変わっていますよね。

秋澤会長 わかりました。

石田委員 それはいかがでしょうか。それが無理ならば仕方ないんですけど。

秋澤会長 いや、大変ごもつともなご意見だと思います。では、事務局のほうから再度ご説明いただけますか。

町田係長 平成21年度版と22年度版について、21年度版をベースとして22年度版報告書を作成いたしております。先ほど申し上げたように、例えば震災の影響で事業ができなかったり、そういったことについては事業を実施していないということで掲載はされていません。

あとは、各課の取り組み状況等については、平成22年度実績という形で各課等の調査、回答されたものについてこちらのほうに掲載をさせていただきます。

石田委員 具体的にこことここ、何ページのどことどこに対応していると言っただけのかなという意味で質問したんですけど、一般論の概念は、多分方針が変わっていないから要らないというか、今の説明で、もう一つ前の一番最初の説明で大体推定はつくんですけど、逆にここは頑張ったんだよというところも必要かと思うんですけど、あまり細かい数字はいいんですけど、ざっとページをめくっても結構変わっていますよね、更新されたところとか実際の取り組みなど。

町田係長 そうですね。
例えば、72ページの上の部分ですけれども、「住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度」は、平成21年度はまだ実施をしておりませんでしたので、今回平成22年度版の報告書に新たに掲載している事業になってございます。

石田委員 議論のしようがないんですけど。普通だと、極端なことを言うと、こういうときって、各ページでどこに対応して、どうやったかとばーっと流してくれるだけでも、我々のロスというか、ポイントを間違えずに読めるんですけど、そういう形で我々はこういう会議をやるんですけど、丸々だったから仕方ないんですけど、だったらどこを変えましたとか。

石原課長 一番変わるところは、毎年度事業が変わりますので、11ページのところから取り組みの進捗状況として囲みの中に入れてあるものは、前年度と同じものを挙げているところもあるんですけど、例えば13ページの経済課の収穫体験のことを細かく書いてあったり、その上の本町小学校の校庭の芝生化について、それから梶野公園を整備したとか、15ページなどの取り組みについて、その年度に行ったものを、こういった表の中のもので新たな取り組みを行ったものについては記載しているところでございます。

同じような形態がずっと22ページまで続いているんですけど、23ページ以降は各課の進捗状況になりますので、こちらの23ページ以降のところ「22年度実施状況」という項目があるんですけど

ども、「継続」と書いてあるところは前年から同じことを繰り返しているところなので、参加者数の増ですとか、そういった差異はあるでしょうけれども、事業としては21年度と同様のことを行っているという記載が多いのかなと思ってございまして、例えば25ページの真ん中あたりの緑の現況調査については充実ということで、これは10年ぶりに緑の緑被率の調査を行ったということで「充実」と記載しているとか、「継続」もかなり多いのですけれども、30ページに湧水の生き物調査が実施というように新たな取り組みが開始されたもの。それから、31ページの2つ目のこまで除草剤の適正使用についてはホームページに掲載を開始したですとか、同じような内容なんですけれども、一番下のP R T R法の情報提供についてもホームページに掲載を開始した。こういう「実施」という項目が上がっているところは新たな取り組みについて記載を始めたところかと思ってございまして。時間もない中で見ていただくとしたら、そういうところかと思えます。

石田委員　　そうしたら、我々は何をすればいいんですか。チェックして、いつまでに返せばいいの？ 1週間以内に返しても、10日以内に返したって、1カ月以内に返したって、次回に出してくださいという取り組みはどうなるの？

石原課長　　先ほど係長のほうから申し上げたとおりで、本来であればもっと早い予算での対応ができるような、23年の10月ごろに作成されなければならないところがずるずるとおくれて、最後の最後で23年度のあすしかない時期での提出となってございましたので、この微修正の上、あすには納品していただくという流れになってございまして、大変申しわけないんですけれども、今回委員の皆様からいただいたご意見は来年度の環境報告書をつくるときの参考とさせていただきたいと思ってございまして、よろしくお願いたします。

石田委員　　現実にできないということですね。

石原課長　　訂正がですか。

石田委員　　訂正というか、要はできないということですね。

石原課長　　修正ていどです。

石田委員　　わかりました。

秋澤会長　　そうだとすると手続的には問題なんじゃないかと思うんです。この

6 ページ、7 ページのところに書いてあって、「環境審議会の評価を反映させた環境報告書を発行します」というのが（5）ですよね。

（4）、（5）、要するにこのあたりが時間がなかったという理由ではしょられてしまっているということになりますよね。それが市民に対して説明がつくのかということが私は1つ問題であると思います。

石田委員　　これ、ISO14001で言うと、ここが一番大事で、ここは方針決めるところだから、これをやらなかったら完結していないんです。ああいう審査だったら、不適當ということで試験に落ちますから。多分これ、善意に解釈すると震災の影響でできなかったというのが実態のような気はするんですけども、単におくれたとなると、それは確かに問題がある。今年度は特殊な年であったわけで、そういう理由があってできませんでしたというのでしょうか。

秋澤会長　　といいますか、これはやむを得ず先に発行することになってしまったということをお認めるのであれば、やはりこの場で意見が出たことをホームページで本委員会に何らかの形で補足として入れるべきではないかと思います。

石原課長　　今後、いただいたご意見につきましては、環境報告書の別冊という形でこれにつけ加えるような形で審議会の意見は吸い上げられるような手続をとりたいと思います。

石田委員　　ちょっと中身でいいですか。

秋澤会長　　はい。

石田委員　　事前に読んだので、昨年との比較で。15 ページで水道の話が出てくるんですけども、水道は4月1日でしたっけ、行政、変わりますよね。

秋澤会長　　はい。

石田委員　　そうすると、ここはもう次は出てこないんですねという確認と、3-3 というのは、前に何か取り組みをしていたんですよね。この項目で3-2と3-5、河川関係の保全に対する取り組みは今年は全然なかったのですか。3-2の次が3-4になっているんですけど、3-3はなかったのか、抜けたのかというのを伺いたかったのですけれども、去年のやつはありますか。

町田係長　　平成21年度版の環境報告書に3-3河川環境の保全に関する状況

ということで、今、石田委員ご指摘のように、22年度版に入れていないのですが、こちらは下水道課のほうに確認したところ、22年度については事業を行っていないということで、削除させていただいております。

石田委員　　そういうのは、言葉を削らずにやらなかったらやらなかったと書いたほうがいいんじゃないかと思うんです。やらなかったらいけないというわけじゃなくて、それは明記したほうがいいんじゃないですか。要するに、私みたいに抜けたのかと思うことが出てくるのはまずいいんじゃないかと思います。

岡部部長　　3-1では環境部の水道課という形でございます。これは基本的には3月31日をもって東京都に全部移譲されます。今までは東京都から事務移管という形で実施されたものがここで改正されたということで、水道業務の一切、なくなりますということで、今後東京都との関係は災害とかいろいろな部分で東京都と連携を図らなければということが出てきますので、その辺は東京都と多摩各市の中で連絡会を設置して連携をしていくという形でございますので、安全でおいしい水を届けますということについては市からは発信できないという形でございます。

石田委員　　それに関して、そうすると来年度は環境基本方針とかその手のところで項目はそれを抜くんですか。修正は必要ないんですか。

岡部部長　　その辺の取り扱いについては東京都との関係もありますので、今、限定的にこうだということで申し上げられればと思うんですけども、基本的には市の事業としてはこれはなくなるということです。

石田委員　　これは削除される。

岡部部長　　そういうことですね。

石田委員　　場合によっては、情報等々の変更は発生する可能性はあるわけですか。そこはないんですか。

岡部部長　　その点につきましては、基本的には水道の管理については市の事業でなくなるということがありますので……。

石田委員　　それはそうですね。

岡部部長　　その辺の言い回し方とか、これも検討していかなきゃいけないんですけど、現時点の段階では水道事業が今まで委託した内容について全

部改修したという、おそらくまだ現在残っている水道水、地下水があるわけですけれども、それが全部東京都に返されるということになってしまいますので、現時点では今協議をやっているところで、まだ申し上げる程度になっておりません。

石田委員 一応頭に入れておいたほうがいいかなと、ちょっと気がついたらでいいのでよろしくをお願いします。

秋澤会長 そのほかにはいかがでしょうか。

表の中ほどまでについて、23ページからの実施計画の進捗状況の表は、毎年同じ形のものがついてくるのでしょうか。

石原課長 表としては同じもので、具体的内容の欄でその年度に行った事業の具体的な事業名とかそういったものを掲げていただくという形をとってございます。

秋澤会長 そうすると、一番右側の欄が最も重要な情報という感じがいたしますけれども。いろいろやられているということはわかるんですけれども、例えばここから次にどうするかという議論というのは、どういうタイミングでされていくことになるのでしょうか。

石原課長 こちらの進捗状況のベースになっている計画が環境保全実施計画というものが平成22年度までのが作成されてきておりまして、本来であれば23、24、25年度という環境保全実施計画を作成しなければいけないところなんですけれども、今現在集約中ということで、その計画に基づいて、23年度はもう終わりましたが、24年度、25年度の事業展開というものを明らかにしていくこととなります。

秋澤会長 それは具体的には環境審議会に上がってきて、それを議論するということになるのでしょうか。

石原課長 はい。

秋澤会長 ざっと見た印象なんですけれども、事実が淡々と並べられている感じですか。市民に公表していただくための市の環境実施計画というものかなという感じですか、そういう位置づけではないんですか。これはもう市役所内の業務としての点検に限るわけですか。それで何らかを訴えていくといいますか、アクションを呼びかけるようなものなのか、その辺がはっきりとわからないところなんですけれども。

石原課長 こちらの環境報告書は、環境基本計画の進捗状況をより細かく、こ

の計画に基づいてこういったことをやっていますということをも市民の皆さんにお知らせする目的を持って作成しているものでございます。例年であれば環境市民会議以外に市内にいろいろな環境団体の市民の活動などもございますので、そういった情報の収集も入れ込んだつくりをしていたところでございますけれども、今年度は環境市民会議の活動について取り上げられたんですけれども、あとは情報の収集が市で直接行った事業にかなり限定されている感があるのはちょっと否めないかなと思ってございます。なかなか市民の活動を我々が情報収集していくということは、環境市民会議さんとうまく連携していかないと、なかなか我々だけで知り得ている環境団体だけにお声がけするというのも難しいところがありまして、そのあたり、市民事業から市内全体の活動の把握というものにどう広げていくかというところは、理解について回答が足りなかったかと思ってございます。

秋澤会長

どういうふうな扱いにするのがいいのか、ということですね。

石田委員

だから、会長がおっしゃったのはいい、悪いではなくて、位置づけ自身をあくまでも環境マネジメントにちゃんと回す対象が、つまり書いておかなくてもいいんですけど、適用する範囲、それもこの中に対して市の行政の中に対してやるために環境報告書をつくっているのか、市民全体に何かしてくださいというアクションを、つまり、そうすると市全体を含んだ環境マネジメントシステムになっていくから、このシステム説明書を読むと多分そうではないような気がするんですけど、市の中のためにやっているようにも見えるんですけど、その辺の位置づけをどっちなのかということが明確になれば、あくまでも環境報告書はそういう目的ですということであれば、それはそれで我々はあわせて意見を言って、見直してもらおう。それがどっちかあいまいのまま言われると非常に混乱した回答を我々はしてしまうように思うんですけど。ということでよろしいでしょうか。

秋澤会長

そうですね。2ページ目のところに位置づけでデモを書いて説明があるかと思うんですけども、環境報告書のCの下のところですよ、点検・評価の環境報告書。上のPのところに環境基本計画とそれ以外のものがありますが。それと環境基本計画と照らし合わせながらこれを見ないと、なかなかコメントが難しいのかなという感じがいた

しますが。

石原課長　　小金井市の環境基本計画のつくりなんですけれども、それぞれ各市のつくり方があろうかと思っていまして、小金井市の場合は、市がやる事業、市民がやる事業、それから環境基本計画ができた時点ではまだなかったんですけれども、環境市民会議という組織をつくって、そこが担うことになる事業という、それがすべて計画の中に盛り込まれていますので、環境基本計画をベースにした環境マネジメントシステムとすれば、対象は市の事業だけでなく、市内で行われるすべての環境活動を把握して改善してよりよい環境をつくり出していこうというつくり方に小金井市の環境マネジメントシステム自体も、そういったところを目標としております。

秋澤会長　　少しこの審議会としての意見をどういうふうに盛り込んでいただくかという、そこら辺についてご意見をいただけますでしょうか。多分中身については少し時間を皆さんとっていただいて、それでコメントを出していただけるといいと思います。今この場では、どうやって意見を集約して補足事項として入れていただくか。そういう点でいかがでしょうか。

石田委員　　すいません、ちょっと混乱してしまったのですが、今日ここで今議論しようとしていることの意味は、報告書に対して持った意見を一般論というか、具体的な話は今日できないのですけれども、それに対するの見解を出してくださいということですか。違いますよね。

秋澤会長　　要するに、手続的に何らかの環境審議会としてのコミットメントを出さなければいけないと思うんです。内容については後から言うていただくことにしまして、例えば先ほどのような環境報告書はどこまでの範囲を触れるべきであるかということについて、今年度はここで間に合いませんけれども、来年度に向けてこういう、まあ、報告書のつくりとしての課題です。そういった点について皆さんのご意見をいただきたいと思います。

石田委員　　1つは、ここに出した意見を明確にして、今回は間に合わないんですけど出して、それが結局どうフィードバックされたかということ、それは言ったことを全部できるわけないんですけれども、こういう理由でこれはやめますというのも含めてどう反映されたのかということ

を明確にしていだけるような形をお願いできればなど。

秋澤会長

そうですね。

石田委員

それは1章をどこかに、ここに付けるべきなのか、別な用紙で会議の意義として配付されるかはどちらでもいいと思うんですけども、そういう形があったほうがいいんじゃないかと思うんです。どっちの方向に進んだかわからないけど、要するに進んでいるという形態はそれで文書として示せるわけですよ。

秋澤会長

はい。大事なポイントだと思います。

通常このP D C Aを回しながら出している報告書がどんな形であるべきかというのは、私も全然把握しておりませんが。点検と評価という意味でいきますと、計画があって、何かなされて、それがどういう成果を出したのかというのは確認したいところだと思います。

このCからAで、またPに行くというところで、Pについてはこれからということで先ほど説明がありました。Aのところのプロセスは、この審議会としてはどういうふうにタッチすることになるのでしょうか。取り組みの見直しというのは、各課で検討されるということですね。

石原課長

この環境報告書の位置づけの中では、点検・評価の項目として環境報告書というのを挙げておりますけれども、もう一つ点検・評価として内部で行っているもので内部環境監査がございまして、それで指摘事項については改善をした旨を報告していただくようにしてございます。内部的な点検だけですので、外部の審議会の委員さんから見ただくとまた違った改善の提案というのもあろうかと思ってございますので、そのあたりをご意見として賜ればと思ってございます。

石田委員

環境報告書の位置づけは、どうとらえているかが問題なんですけれども、環境報告書は完璧なものを最後に出したいというぐあいには思っているかもしれないけど、これは事実を書いてほんとうだったら、つまり、この環境報告書がどうかは別ですよ。本来だったら、こういう環境報告書というのは事実を書いて、それに対してここで審議をして、だから、これは極端なあれで3月31日までかかってつくってもいいわけですよ。我々はその出てきたものをいただいて、その後に、じゃ、来年といっても走り出してしまうのが実態ですけども、例えばマネ

ジメントシステムのここの分を直さないはずいから、これは直していったほうがいいんじゃないとか、この成果は低過ぎる、評価が高いからもっと目標を上げたらいいいんじゃないということはこの後でほんとうは書けるんですね。本来だったら、これをもうちょっと前倒しにやっておいて書けるというのがもちろんいいんですけども、必ずしも環境報告書は外に出すために最終的な完璧を出すという考えだとそうはいかないわけですけども、実際にやっていることは、もしやるとしたら、我々はその前にほんとうの意味はないとか、事前にもらって、それでフィードバックをかけて、理想的には3月末までにシステムの見直しが必要ならシステムの見直し、更新なら更新の見直しまで含めてフィードバックをかけないと。今回超えているから仕方ないですけど、もう一回会議をやるのは大変でできないのかもしれないですけど、1週間か10日か知らないけど適当な期限を切って意見を出してもらって、場合によっては横流しで流してプラスアルファを内外のまとめをつくっていただいて、もう一回そこにフィードバックかけるようなことをやらないとシステムは絶対回りませんよ、周りのPDCAは。それは、今回こういう事態になっちゃって、今言ったように非常に理解しづらい条件なんですけども、どっちにしてもフィードバックにちゃんとかけないとPDCAは回らないということになるから、持ち上がりか、メールか、郵送か何かで手を打たないとまずいと思うんですけど、いかがでしょうか。

秋澤会長 ありがとうございます。基本的にはそういう形で意見をこちら側から出させていただいて、それをもう一回まとめたものをフィードバックしていただいて、どういう対応を伝えるかということですね。その点は次の審議会のときにもう一回皆さんと最終的な結果を反映するというプロセスになろうかと思えます。そういう進め方でよろしいでしょうか。

石田委員 期限はある程度決めておかないと、集まるのは今しかないんですから。

いつまでに出してくださいと言えば、絶対やりますよ。

石原課長 こちらのほうで、今日ご欠席の方もいらっしゃるのので、趣旨がわかるような文書をつくって、メールで届けられる方は電子メールで届け

て、電子メールの手段がない方については郵送とファクシミリ等で返信していただくか、そういった手法をあわせて、来週早々には皆様のところにご意見をくださいというお願いの文書を出して、1週間後ぐらいをめぐりにお返しいただければいいんじゃないかと思っています。

秋澤会長

そうすると、来週4月の頭ですから、4月の前半1週間ぐらい、皆さんに見ていただいて、個別になりますけど、意見を事務局のほうに送っていただくということにしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次の議題の(3)に移ります。「権限移譲に伴う市への事務移管について」、こちらをお願いいたします。

町田係長

資料3でございます。「権限移譲に伴う市への事務移管について」ということで、今回、権限移譲に関して、環境政策課としては、主にこちらの4つが該当します。これは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、下記の事務に係る権限が平成24年度に東京都から市へ移譲されるものです。

まず1つ目としては、墓地、埋葬等に関する法律関係です。墓地について設置、経営の許可等に関する権限が、今までは都だったものが市に権限移譲されます。これにつきましては、小金井市では小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例を4月1日から施行することになってございます。

2番目として工場立地法関係ですが、こちらは地域準則の制定等ですが、今まで都で行っていたものを市で行うことになっております。こちらのほうは1年間猶予がございまして、25年の4月1日ということになっておりまして、市としても、実際条例を制定するかどうかにつきましては、近隣市の状況を参考にしながら今検討しているところでございます。

3番目の騒音規制法関係。騒音規制法については4番目にもかかわってくることでございますが、自動車騒音常時監視業務が24年度市で行うことになりまして、これにつきましては24年度の予算に計上してございます。

4番目につきましては、環境4法（騒音規制法・振動規制法・悪臭防

止法・環境基本法) 関係の地域の指定、規制基準の設定等を市で行うことになってございまして、こちらにつきましては4月1日付で告示をすることになってございます。地域の指定、規制基準の設定等ですが、市独自で地域の指定、基準の設定ができるようになってございまして、多摩26市全市が従前の都の基準をそのまま使用するというところで基準については従前と変わりはありません。

権限移譲についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

秋澤会長 ありがとうございます。ご質問ありますでしょうか。

私、用語がわからないので教えていただきたいんですけども、2の工場立地法の地域準則というのは何を意味しているのですか。

石原課長 工場立地法で何で環境部門が法律を担当するのかというところは、一定大規模な工場が進出してくるときに、小金井市においてはどの程度の敷地の緑地率を確保しないと工場の設置を認めないであるとか、一定の環境施設、太陽光発電設備ですとか、太陽熱利用設備であるとか、そういった一定の環境施設を何平米以上設けることとか、そういったことを基準の法律は定めてあるんですけども、その市の判断で、例えばどんどん工場に来ていただきたいところは法律よりも緩くして、どうぞうちの市に来てくださいという条例を定めるということ。その条例のことを工場立地法準則という呼び方をしております。

秋澤会長 ほかに何かございますか。

もう一つよろしいですか。4番の環境4法のところの規制基準の設定は、当面は従前の4法を引き継いでというお話だったんですけども、これはもし変更するということにはどういう手続なんですか。これも環境審議会とかで審議することになるのでしょうか。

石原課長 こちら26市一斉に権限が移譲されたので、一斉に告示の事務を行うんですけども、2市程度は都の基準をそのまま使ってよいかどうかというところを環境審議会にかけた市もあるようでございます。ですけど、変更する場合などは環境審議会の意見を聞いた上で変更していくことが妥当だと思われるところです。

秋澤会長 最終的には議会で決めていくということになるわけですね。

石原課長 1番の墓地埋葬と工場立地の条例をつくるのは議会の議決が要るん

ですけれども、3番、4番については予算的なものですか、告示で知らしめる行為だけでできてしまうので、3番、4番については議会の議決を経ずに環境審議会の意見などを聴くことによってできます。

秋澤会長 ほかによろしいでしょうか。

では、これは議論を進める概要は質問だけで議論はないんですけれども、これで認めたという形になるということによろしいかと思いません。

では、特にほかにご質問なければ以上で終わりにさせていただきます。

議題の(4) その他というのは、何かございますか。

石原課長 事務局のほうでは、その他のことについては特にありません。

秋澤会長 以上で議題を終わります。3の報告事項に入ります。

(1) 大気質調査についてをお願いします。

荻原副主査 まず、資料4「大気質調査報告書(ダイオキシソ類)」をごらんください。この資料4、資料5につきましては測定が2月末から3月にかけて測定していたものですから、報告書の作成につきましては委託業者から昨日納品がありましたので事前にお配りできなかったことをおわび申し上げます。

実際にダイオキシソ類の測定についてですが、まず、1ページをごらんください。前回は夏期の分の報告をしたところですが、今回冬期分として測定いたしました。

測定場所としましては、2ページにあります。小金井市保健センター、小金井市東センターということで、一応線路をまたいで北と南、市域においては東西方向ということで測定しております。

結果につきましては5ページをごらんください。今回、冬の測定においては東センターが0.036、保健センターのほうで0.012というところで、冬場の平均値が0.024になります。夏場の平均値が0.020ですので、23年度の平均値としましては0.022となっております。この数字につきましては、環境基準が0.6ピコグラムとなっておりますので、環境基準に比べると30分の1程度の数字となっております。

10ページに東京都で測定しているダイオキシソ類の調査結果が出

ております。東京都が小金井市内では市役所本庁舎の上で測定しているのですが、そこでの数値が22年度、0.029で、市で測定した平均値が0.022なので、さほど東京都と測定しているものに関しては差はないのかなというところであります。

説明を終わります。

秋澤会長 ありがとうございます。

ご質問、今の点でありますか。十分値は低いので問題はないという解釈でよろしいわけですね。

荻原副主査 はい。

石田委員 ダイオキシンに関してはずっと問題は出てないですよ。

荻原副主査 そうですね。かなり規制が厳しくなっていますので。

石田委員 そうですね。

秋澤会長 何かございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次のもう一つの大気質調査についてお願いいたします。

荻原副主査 それでは、資料5をごらんください。こちらの大気質調査では、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について測定をしております。

まず、窒素酸化物ですけれども、市内50地点で行っております。住宅地域31地点、交差点・沿道地域19地点の合計50地点で行っていますが、その測定ポイントについては3ページに載っています。

それから、黒い丸のところは浮遊粒子状物質を市内で2カ所測定している場所になっております。

今回の浮遊粒子状物質につきましては、新小金井交番ともう1地点、例年、武蔵小金井北口交番で測定していたのですが、武蔵小金井北口交番が移動いたしまして、今度、北口から南口の駅前に新しく交番ができたんですけれども、こちらのほうに移転したのに伴いまして測定箇所をこちらに変更いたしました。例年と比べると場所は若干ではありますけれども変わっております。

結果につきまして5ページをごらんください。

こちらには窒素酸化物の結果が載っています。50地点の住宅地域、交差点・沿道地域のそれぞれ最大の値と最小の数値がこちらに載っています。この数字につきましては環境基準値が0.04ppmから0.0

6 ppmまでのゾーン内またはそれ以下であるということから、それに比べましても環境基準値よりも小さい値となっております。

それぞれ50地点の測定結果につきましては、7ページをごらんください。

窒素酸化物につきましては1カ所、緑町で、13番の地点ですが、そちらは数値が入っておりません。これはなぜかといいますと、住宅地とかですと電柱なんかにぶら下げて、小金井市測定中という形で表示はしてあるのですが、ちょっといたずらされてしまいまして、集めるときに物がなかったということで、業者のほうからこの地点は欠測になりましたという報告が入っております。

それぞれの経年変化のグラフが8ページにあります。住宅、沿道に分かれており、例年どおりの数値となっております。

次に、浮遊粒子状物質ですけれども、10ページのほうに測定結果があります。2月28日から3月1日にかけて3日間の連続測定を行っております。結果につきましては、環境基準値が1日の平均値は0.1 mg/m³以下であること、かつ1時間値の最大値が0.20 mg/m³以下であることとなっておりますが、それに比べましても数値は低くなっております。

こちらの交番2カ所、それから東京都が測定しております小金井市本町測定局の経年変化のグラフが11ページがございます。

結果としては以上です。

秋澤会長 ありがとうございました。

ご質問、ご意見ございますでしょうか。

石田委員 単なる質問なんですけど、浮遊粒子状物質は天候によっての影響はやっぱり出ていますか。雨が降ったからこの日は少なかったという、例えば29日のところと3月1日の間で少しへこんでいるんです、高かったやつは。あまりそれは関係ないんですか。

荻原副主査 若干雨とか雪とかによって下がるかと思えます。実際に29日から3月1日にかけて下がっているのは、その影響があるかと思えます。

石田委員 そうですね、天気悪いですね。みぞれとか書いてありますよね。多分この影響があったんですね。はい、わかりました。

秋澤会長 ほかにはいかがでしょうか。

街頭ではかるのは2月の末と決めてあるわけですか。

荻原副主査　そうですね。浮遊粒子状物質と窒素酸化物については2月中、それから1年に2回はかるダイオキシン類についても冬期分は2月中ですね。ただ、東京都も2月に測定しますので、その期間に合わせて同じ期間に大体測定するようにしております。

秋澤会長　よろしいでしょうか。ほかに。どうぞ。

瀧本委員　ちょっと浮遊物のグラフを見せていただいて、二酸化窒素濃度と出ているんですけども、さっきのダイオキシンの調査結果のほうには、ほんとうに見ただけの問題ですけど、こういうふうにグラフ化していただければ経年変化というか、例えば東京都の全域じゃなくて……。

秋澤会長　具体的にはどのグラフですか。

瀧本委員　ダイオキシンのほうにはなかったのですが、すいません、話が戻っちゃっているんですけど、ダイオキシンのほうにはなくて、こちらのほうはわりと詳しくグラフ化されていて、見てぱっとわかるような感じがします。

石田委員　ビジュアル化しています。

瀧本委員　偶然。こちらはちょっと数字だけだったりするので、全地点じゃなくてもいいと思うんですけども、小金井市と幾つかの地点で全体的にかなり下がっているというので、安心材料はわかるんですけども、見やすくしていただけるといいなと思いました。

ダイオキシンも出すんですね。

荻原副主査　そうです。

瀧本委員　そうですよね。

荻原副主査　経年変化はあってもいいのかなと思います。

瀧本委員　そうですよね。

荻原副主査　はい。そのように善処いたします。

秋澤会長　ありがとうございました。

ほかにもしございましたら。よろしいでしょうか。

では、大気質調査については終わりました、次の「市内における空間放射線量等の測定結果について」をお願いします。

荻原副主査　1枚ものの紙になっておりますが、これは3月上旬にはかりました市内37カ所における空間放射線量の数値となっております。

あと、最新のものとしては3月の後半に測定したものがあるのですが、これは今回の資料づくりに間に合いませんでした。数値的には、7月から測定を始めていますが、ほぼ変わらずに来ております。特に高い数値等は見受けられません。

それから、委員の皆様にご配った裏面のほうに土壌の測定結果が載っていますが、こちらのほうも特に高い値もなく、空間放射線量につきましては周辺の線量と変わらないことを確認しております。

以上です。

秋澤会長 では、今の説明につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

測定結果は、前にホームページに載せているということで説明があったように覚えていますけれども……。

荻原副主査 はい。ホームページ、それから市報にも結果を掲載しています。市報につきましては、1カ月に1回というペースで載せておりますので、その都度、そのときの最新の情報を空間放射線量については載せておりますし、土壌は全結果、市報にも出しています。

もう一つ。これは定点測定ということで行っていましたけれども、今現在、空間線量につきましては、今までのようにグラウンドとか園庭の中央で1カ所はかって終わりということではなく、一度詳細にすべて調査しようということで、今、東京都のほうからもっと性能のいい装置を借りてきまして、それで敷地内、隅から隅まで全部詳細に調査して、もし線量が高いところがありましたら除染をしていこうという形で測定しております。

石田委員 その装置はベータ線もはかれる装置ですよ。精度が高いやつって、ガンマ線だけじゃなくて。

荻原副主査 シンチレーションなのでガンマ線です。

石田委員 はい、わかりました。

秋澤会長 この資料6で出ている測定場所といいますのは、例えば保育園の園庭の真ん中。

荻原副主査 はい、そうです。

秋澤会長 中学校とかのグラウンドの真ん中。

荻原副主査 そうですね。子供たちが多く活動する場所というところで測定して

います。

秋澤会長 先ほど、新しい装置で測定をするというのは、グラウンドだけではなくて、排水溝だとかそういったところもですか。

萩原副主査 はい。敷地の塀というか、全部ぐるっと回って、建物の周りもぐるっと回って、それ以外に怪しいなと思われるところですね、雨どいの下であったり、ブランコや滑り台の下で削れているところとか、あとは雨が降ったらいつもここにお水がたまるんですと言われるようなところをすべて測定しております。

秋澤会長 ほかに何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、(4) 環境配慮住宅型研修施設についてをお願いします。

石原課長 環境配慮住宅型研修施設につきまして、現在、議会に条例案を提出してございまして、6月から一般の利用に供することができるように審査していただくことをお願いしているところでございまして、現在、議会のほうに出した資料を中心に本日お配りさせていただきました。

この施設、条例をつくるのは公の施設、市民の方どなたでも使えるようにするためには条例を制定する必要があるということで条例案を今提案しているところでございますけれども、こちらの施設は地球温暖化対策をメインに行う施設という位置づけをしてございますので、第3条の利用範囲のところには地球温暖化防止のための活動の普及啓発、それから温室効果ガスの排出を削減、吸収源の確保及びその情報収集、情報提供、それから研修施設にはさまざまな温熱環境や温度・湿度等の計測ができる機器を備えてございますので、そういった機器を利用した計測や効果の検証などの事業、それから地球温暖化対策地域推進計画に掲げる施策、廃棄物などから出る温室効果ガスの削減や緑地に関する緑による温室効果ガスの吸収など、そういった施策の実現に資するものを利用の範囲等と定めてございます。

部屋の大きさに応じて1時間当たり200円から250円の利用料をとるよという条例で提案してございます。ただし、社会教育の団体や福祉団体などについては半額の減免、それから市が主体的に使うような場合については免除という方向で規則を考えているところでございます。

図面として平面図を添付いたしましたので、平面図の中に研修室 1 と研修室 2 の位置が記してございます。

それから、横型の印刷になっているものが市民の方から寄せられたこの条例に対するご意見と、それをどう条例に反映したかという検討結果の一覧となっております。

説明は以上でございます。

秋澤会長 この資料についてご質問ございますでしょうか。

普通は市民しか使えないんですか。

石原課長 特に市民というふうに資格を明記してございませんので、市民の方以外でも使えるものでございます。これは東京都の補助をうけている関係もでございますので、小金井市民だけに限定するというのも、当然東京都の取り組みの趣旨とそぐわないかなというところもありまして、市民も市民以外の方も平等に使えるというふうに考えております。

秋澤会長 何かございますか。

石田委員 議会を通ったんですか。まだ審議中ですか。

石原課長 そうです。今継続審査という扱いで、5月の建設環境委員会のほうで詳細な審査がされる予定であります。

石田委員 わかりました。ありがとうございます。

秋澤会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

報告事項の（5）その他。これは何かございますか。

石原課長 事務局のほうでご用意している内容等はございません。

秋澤会長 では、一通り議事次第に載っている項目については終わったかと思えます。

4番が「次回審議会の日程について」となっておりますが、これはいつぐらいを想定されていらっしゃるんですか。

石原課長 次回は5月ぐらいをご予定していただければと考えてございます。いかがですか。

秋澤会長 5月のどのあたりというのがありますか。

石原課長 特に事務局のほうとしてはないです。

秋澤会長 そうしたら、24日の今日と同じ時間でよろしいでしょうか。3時－5時。5月24日の木曜日ですね。じゃ、日程はこれで決めさせて

いただきます。

あと、5、その他がありますけど、これは何か。

石原課長

特にこれありません。

秋澤会長

以上で一通り終わりましたので、ちょっと時間は早いですけれども、今日はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

—— 了 ——